

植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日付け43農政B第699号農政局長通達）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第1 定義</p> <p>1 この要綱で植物検疫くん蒸統括責任者とは、植物検疫くん蒸作業主任者専門講習実施要綱（令和5年9月25日付け5消安第3556号消費・安全局長通知）に基づき、<u>植物防疫所長（植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。以下同じ。）</u>が実施する植物検疫くん蒸作業主任者専門講習（以下「検疫くん蒸専門講習」という。）を修了し、植物検疫くん蒸作業主任者を指導できる立場にある者であって、植物検疫くん蒸を実施する者（以下「くん蒸者」という。）により選任された者をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>この要綱で抑制濃度とは、作業に従事する者をくん蒸が行われた場所又はこれに隣接する場所にガス開放後に初めて立ち入らせるに当たり、その立ち入りを認めるガス濃度の最大値としてガスの種類ごとに次の各号に定めるものをいう。</u></p> <p><u>（1）臭化メチル 1ppm</u></p> <p><u>（2）青酸ガス 3ppm</u></p> <p><u>（3）燐化水素 0.3ppm（倉庫くん蒸の場合は、0.05ppm。）</u></p> <p><u>（4）ヨウ化メチル 2ppm</u></p> <p><u>（5）二酸化炭素 1.5%</u></p> <p>第2 植物検疫くん蒸統括責任者の事務</p> <p>植物検疫くん蒸統括責任者は次に掲げる業務を統括管理するものとする。</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 植物検疫くん蒸に係るくん蒸器材の統括管理に関すること。</p> <p>9・10 （略）</p> <p>第3 本船くん蒸における危害防止対策</p>	<p>第1 定義</p> <p>1 この要綱で植物検疫くん蒸統括責任者とは、植物検疫くん蒸作業主任者専門講習実施要綱（令和5年9月25日付け5消安第3556号消費・安全局長通知）に基づき、植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）が実施する植物検疫くん蒸作業主任者専門講習（以下「検疫くん蒸専門講習」という。）を修了し、植物検疫くん蒸作業主任者を指導できる立場にある者であって、植物検疫くん蒸を実施する者（以下「くん蒸者」という。）により選任された者をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第2 植物検疫くん蒸統括責任者の事務</p> <p>植物検疫くん蒸統括責任者は次に掲げる業務を統括管理するものとする。</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 植物検疫くん蒸に係る<u>保護具及び</u>くん蒸器材の統括管理に関すること。</p> <p>9・10 （略）</p> <p>第3 本船くん蒸における危害防止対策</p>

1 くん蒸を認める場合の条件

本船くん蒸は、船員労働安全衛生規則（昭和 39 年運輸省令第 53 号）第 71 条の規定を遵守し、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしている場合にのみ許可するものとする。

(1) ～ (5) (略)

(6) 次の各条件に適合する防除業者により、当該くん蒸が実施されること。

ア (略)

イ 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 12 条の 5 第 1 項に規定する化学物質管理者（以下「化学物質管理者」という。）及び安衛則第 12 条の 6 第 1 項に規定する保護具着用管理責任者（以下「保護具着用管理責任者」という。）を設置している者であること。

ウ ガス検定器（検知管式、干渉計型、半導体式等の検定器をいう。以下同じ。）、隔離式防毒マスク（吸収缶はくん蒸に使用するガスに対応したものをいい、面体は全面型又は半面型とする。なお、投薬時に半面型を使用するときはゴーグル形保護メガネを着用するものとする。以下「防毒マスク」という。）、空気呼吸器、安衛則第 594 条の 2 又は第 594 条の 3 に規定する保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具（以下「保護具」という。）、船艙密閉天幕、連絡無線機、救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が十分整備（保安要員用を含む。）されている者であること。

エ あらかじめ医療機関を指定し、万一の事故の際の応急処置体制を整備している者であること。この場合において、指定した医療機関に必要な救急薬品が常備されており、かつ、「臭化メチル中毒患者に対する処置について」（社）日本くん蒸技術協会（昭和 56 年 3 月）を常備している者については、ウに規定する救急薬品を整備する必要はないものとする。

オ (略)

カ 投薬直後から開放後安全が確認されるまでの間、検疫くん蒸専門講習において本船くん蒸の専門課程を修了した植物検疫くん蒸作業主任者 1 名及び監視員 2 名以上を乗船させ得る体制の整備されている者であること。この場合において、監視員は植物検疫く

1 くん蒸を認める場合の条件

本船くん蒸は、船員労働安全衛生規則（昭和 39 年運輸省令第 53 号）第 71 条の規定を遵守し、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしている場合にのみ許可するものとする。

(1) ～ (5) (略)

(6) 次の各条件に適合する防除業者により、当該くん蒸が実施されること。

ア (略)

(新設)

イ ガス検定器（検知管式、干渉計型、焰色反応型等の検定器をいう。以下同じ。）、隔離式防毒マスク（吸収缶はくん蒸に使用するガスに対応したものをいい、面体は全面型又は半面型とする。なお、投薬時に半面型を使用するときはゴーグル形保護メガネを着用するものとする。以下「防毒マスク」という。）、空気呼吸器、船艙密閉天幕、連絡無線機、救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が十分整備（保安要員用を含む。）されている者であること。

ウ あらかじめ医療機関を指定し、万一の事故の際の応急処置体制を整備している者であること。この場合において、指定した医療機関に必要な救急薬品が常備されており、かつ、「臭化メチル中毒患者に対する処置について」（社）日本くん蒸技術協会（昭和 56 年 3 月）を常備している者については、イに規定する救急薬品を整備する必要はないものとする。

エ (略)

オ 投薬直後から開放後安全が確認されるまでの間、検疫くん蒸専門講習において本船くん蒸の専門課程を修了した植物検疫くん蒸作業主任者（以下オにおいて「本船くん蒸作業主任者」という。）1 名及び監視員 2 名以上を乗船させ得る体制の整備されている者

くん蒸作業主任者又は少なくとも3年に1回本船くん蒸の実務等について植物検疫くん蒸統括責任者から講習を受けなければならない。

キ 植物防疫所長の指示する危害防止対策及びくん蒸技術に関する調査を実施できる体制が整備されている者であること。

2 くん蒸作業に係る措置

くん蒸を実施する場合には、以下に掲げる事項を確実に実施すること。

なお、各事項末尾の〔 〕内は当該注意事項遵守についての責任者とする。

(1) くん蒸前

ア～ク (略)

ケ 密閉及び目張りの実施とその確認を確実に行うこと。特にアンダーブリッジカーゴスペースを有する船舶については、当該スペースが空であることの確認、アッパーデッキの艙口の密閉並びに当該スペースから船員居住区、機関室への通路及び開孔部等の目張りに注意すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

コ～シ (略)

(2) くん蒸中

ア (略)

イ くん蒸作業に従事する者（監視員を含む。）は、投薬時には必ず防毒マスク及び保護具を着用すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

ウ～オ (略)

(3) ガス開放時

ア (略)

イ くん蒸中にシャフトトンネルにガス漏れを認め、水密扉で機関室を遮断した場合の開放は、水密扉を開き、機関室の天窓を全開して排気すること。その際ガス濃度が抑制濃度以下に低下したことを確認するまでは、保安要員の機関室への立入りは禁止すること。ただし、ガス濃度を抑制濃度以下とすることが著しく困難な場合であって当該場所の排気を行う場合において、保安要員に送

であること。この場合において、監視員は本船くん蒸作業主任者又は少なくとも3年に1回本船くん蒸の実務等について植物検疫くん蒸統括責任者から講習を受けなければならない。

カ 植物防疫所長（支・出張所長を含む。）の指示する危害防止対策及びくん蒸技術に関する調査を実施できる体制が整備されている者であること。

2 くん蒸作業に係る措置

くん蒸を実施する場合には、以下に掲げる事項を完全に実施すること。

なお、各事項末尾の〔 〕内は当該注意事項遵守についての責任者とする。

(1) くん蒸前

ア～ク (略)

ケ 密閉及び目張りの実施とその確認を完全に行うこと。特にアンダーブリッジカーゴスペースを有する船舶については、当該スペースが空であることの確認、アッパーデッキの艙口の密閉並びに当該スペースから船員居住区、機関室への通路及び開孔部等の目張りに注意すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

コ～シ (略)

(2) くん蒸中

ア (略)

イ くん蒸作業に従事する者（監視員を含む。）は、投薬時には必ず防毒マスクを着用すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

ウ～オ (略)

(3) ガス開放時

ア (略)

イ くん蒸中にシャフトトンネルにガス漏れを認め、水密扉で機関室を遮断した場合の開放は、水密扉を開き、機関室の天窓を全開して排気すること。その際ガス濃度が抑制濃度（臭化メチルの場合にあつては1 ppm。青酸ガスの場合にあつては3 ppm。燐化水素の場合にあつては0.3 ppm。ヨウ化メチルの場合にあつては2 ppm。以下同じ。）以下に低下したことを確認するまでは、保安要員の機

気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスク及び保護具を使用させ、かつ、監視人を置いたときは、当該保安要員を、当該場所に立ち入らせることができる。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

(注) 抑制濃度の確認は干渉計型又は半導体式のガス検定器等により、ガス濃度が低下していることをあらかじめ測定した後、検知管法又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法により行うこと。

ウ 開放作業に従事する者（監視員を含む。）は、必ず防毒マスク及び保護具を着用すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

エ～ク (略)

(4) (略)

第4 はしけくん蒸における危害防止対策

1 くん蒸を認める場合の条件

はしけくん蒸は、次に掲げる条件をすべて満たしている場合にのみ許可するものとする。

(1) 植物防疫所長がはしけくん蒸のほかに適当なくん蒸方法がないと認めたこと。

(2)～(5) (略)

(6) 次の各条件に適合する防除業者により、当該くん蒸が実施されること。

ア (略)

イ 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者を設置している者であること。

ウ ガス検定器、防毒マスク、保護具、天幕、救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が十分整備されている者であること。

エ あらかじめ医療機関を指定し、万一の事故の際の応急処置体制を整備している者であること。この場合において、指定した医療機関に必要な救急薬品が常備されており、かつ、「臭化メチル中毒患者に対する処置について」((社)日本くん蒸技術協会(昭和56年3月))を常備している者については、ウに規定する救急薬品を

関室への立入りは禁止すること。ただし、青酸ガス、臭化メチル又はヨウ化メチルの濃度を当該値以下とすることが著しく困難な場合であって当該場所の排気を行う場合において、保安要員に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させ、かつ、監視人を置いたときは、当該保安要員を、当該場所に立ち入らせることができる。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

(注) 抑制濃度の確認は干渉計型又は焰色反応型のガス検定器等により、ガス濃度が低下していることをあらかじめ測定した後、検知管法により行うこと。

ウ 開放作業に従事する者（監視員を含む。）は、必ず防毒マスクを着用すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

エ～ク (略)

(4) (略)

第4 はしけくん蒸における危害防止対策

1 くん蒸を認める場合の条件

はしけくん蒸は、次に掲げる条件をすべて満している場合にのみ許可するものとする。

(1) 植物防疫所長(支・出張所長を含む。)がはしけくん蒸のほかに適当なくん蒸方法がないと認めたこと。

(2)～(5) (略)

(6) 次の各条件に適合する防除業者により、当該くん蒸が実施されること。

ア (略)

(新設)

イ ガス検定器、防毒マスク、天幕、救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が十分整備されている者であること。

ウ あらかじめ医療機関を指定し、万一の事故の際の応急処置体制を整備している者であること。この場合において、指定した医療機関に必要な救急薬品が常備されており、かつ、「臭化メチル中毒患者に対する処置について」((社)日本くん蒸技術協会(昭和56年3月))を常備している者については、イに規定する救急薬品を

整備する必要はないものとする。

オ～キ (略)

ク 植物防疫所長の指示する危害防止対策及びくん蒸技術に関する調査を実施できる体制が整備されている者であること。

(7) 燐化アルミニウムくん蒸の場合は、(1) から (6) まで ((6) の エ及びカを除く。) に定めるもののほか、次の各条件に適合する防除業者により当該くん蒸が実施されること。

ア～ウ (略)

2 くん蒸作業に係る措置

くん蒸を実施する場合には、以下に掲げる事項を確実に実施すること。

なお、各事項末尾の〔 〕内は当該注意事項遵守についての責任者とする。

(1) くん蒸前

ア～ウ (略)

エ 密閉及び目張りの実施とその確認を確実に行うこと。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

オ～ク (略)

(2) くん蒸中

ア (略)

イ くん蒸作業に従事する者は、必ず防毒マスク及び保護具を着用し、投薬前後の人数を確認すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

ウ 投薬後はガス漏れの有無を綿密に点検し、ガス漏れを認めた場合は、速やかに防止措置を確実に講ずること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

エ (略)

(3) ガス開放時

ア～ウ (略)

エ 開放作業に従事する者は、必ず防毒マスク及び保護具を着用すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

(4) 開放後

ア 船底の水を汲み出すこと。なお、ポンプ排水以外の方法による

整備する必要はないものとする。

エ～カ (略)

キ 植物防疫所長(支・出張所長を含む。)の指示する危害防止対策及びくん蒸技術に関する調査を実施できる体制が整備されている者であること。

(7) 燐化アルミニウムくん蒸の場合は、(1) から (6) ((6) の ウ、オを除く。) に定めるもののほか、次の各条件に適合する防除業者により当該くん蒸が実施されること。

ア～ウ (略)

2 くん蒸作業に係る措置

くん蒸を実施する場合には、以下に掲げる事項を完全に実施すること。

なお、各事項末尾の〔 〕内は当該注意事項遵守についての責任者とする。

(1) くん蒸前

ア～ウ (略)

エ 密閉及び目張りの実施とその確認を完全に行うこと。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

オ～ク (略)

(2) くん蒸中

ア (略)

イ くん蒸作業に従事する者は、必ず防毒マスクを着用し、投薬前後の人数を確認すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

ウ 投薬後はガスもれの有無を綿密に点検し、ガスもれを認めた場合は、速やかに防止措置を確実に講ずること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

エ (略)

(3) ガス開放時

ア～ウ (略)

エ 開放作業に従事する者は、必ず防毒マスクを着用すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

(4) 開放後

ア 船底の水を汲み出すこと。なお、ポンプ排水以外の方法による

場合は、防毒マスク及び保護具を着用して行うこと。〔防除業者、荷役業者及びはしけ業者〕

イ・ウ (略)

(5) 燐化アルミニウムくん蒸を実施する場合には、(1)、(2) (アを除く。)、(3) 及び(4) (アを除く。) に定めるもののほか、以下に掲げる事項を確実に実施すること。なお、各事項末尾の〔〕内は当該注意事項遵守についての責任者とする。

ア くん蒸作業に従事する者は、必ず隔離式燐化水素用防毒マスク(面体は全面型に限る。)を着用すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

イ～オ (略)

第5 サイロくん蒸における危害防止対策

1 くん蒸を認める場合の条件

当該くん蒸を実施するサイロは、植物防疫所長が指定するサイロであって、かつ、次の各条件に適合する者により当該くん蒸が実施されること。

(1)・(2) (略)

(3) 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者を設置している者であること。

(4) ガス検定器、防毒マスク、保護具、救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が十分整備されている者であること。

(5) あらかじめ医療機関を指定し、万一の事故の際の応急処置体制を整備している者であること。この場合において、指定した医療機関に必要な救急薬品が常備されており、かつ、「臭化メチル中毒患者に対する処置について」((社)日本くん蒸技術協会(昭和56年3月))を常備している者については、(4)に規定する救急薬品を整備する必要はないものとする。

(6) (略)

(7) 植物防疫所長の指示する危害防止対策及びくん蒸技術に関する調査を実施できる体制の整備されている者であること。

(8) 燐化アルミニウムくん蒸を実施する場合には、(1) から (4) ま

場合は、防毒マスクを着用して行うこと。〔防除業者、荷役業者及びはしけ業者〕

イ・ウ (略)

(5) 燐化アルミニウムくん蒸を実施する場合には、(1)、(2) (アを除く。)、(3) 及び(4) (アを除く。) に定めるもののほか、以下に掲げる事項を完全に実施すること。なお、各事項末尾の〔〕内は当該注意事項遵守についての責任者とする。

ア くん蒸作業に従事する者は、必ず隔離式燐化水素用防毒マスク(面体は全面型に限る。)を着用し、また手袋(乾いているものに限る。)を使用すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

イ～オ (略)

第5 サイロくん蒸における危害防止対策

1 くん蒸を認める場合の条件

当該くん蒸を実施するサイロは、植物防疫所長(支・出張所長を含む。)が指定するサイロであって、かつ、次の各条件に適合する者により当該くん蒸が実施されること。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) ガス検定器、防毒マスク、救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が十分整備されている者であること。

(4) あらかじめ医療機関を指定し、万一の事故の際の応急処置体制を整備している者であること。この場合において、指定した医療機関に必要な救急薬品が常備されており、かつ、「臭化メチル中毒患者に対する処置について」((社)日本くん蒸技術協会(昭和56年3月))を常備している者については、(3)に規定する救急薬品を整備する必要はないものとする。

(5) (略)

(6) 植物防疫所長(支・出張所長を含む。)の指示する危害防止対策及びくん蒸技術に関する調査を実施できる体制の整備されている者であること。

(7) 燐化アルミニウムくん蒸を実施する場合には、(1)、(2) 及び(6)

で及び(7)に定めるもののほか、次の各条件に適合する者により当該くん蒸が実施されること。

ア・イ (略)

ウ 隔離式燐化水素用防毒マスク（面体は全面型に限る。）、空気呼吸器及びガス検定器等が十分整備されている者であること。

(9) 二酸化炭素くん蒸を実施する場合には、(1)、(2)、(4)、(6)及び(7)に定めるもののほか、次の各条件に適合する者により当該くん蒸が実施されること。

ア 空気呼吸器、ガス検定器、二酸化炭素測定器等が十分整備されている者であること。

イ (略)

2 くん蒸作業に係る措置

くん蒸を実施する場合には、以下に掲げる事項を確実に実施すること。なお、各事項末尾の〔 〕内は当該注意事項遵守についての責任者とする。

(1) くん蒸前

ア くん蒸実施方法、ガスの特性、中毒症状、緊急事態発生の際の措置（応急手当、医師への連絡等）等危害防止上必要な事項をあらかじめくん蒸施設の所有者（管理者を含む。以下同じ。）及び荷役業者等に十分説明しておくこと。〔くん蒸者〕

イ～ク (略)

(2) くん蒸中

ア くん蒸実施者は、必ず防毒マスク及び保護具を着用し、投薬前後の人数を確認すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

イ 投薬後は、ガス漏れの有無を綿密に点検し、ガス漏れを認めた場合は速やかに防止措置を確実に講ずること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

ウ・エ (略)

(3) ガス開放時

ア・イ (略)

ウ 開放作業に従事する者は、必ず防毒マスク及び保護具を着用す

に定めるもののほか、次の各条件に適合する者により当該くん蒸が実施されること。

ア・イ (略)

ウ 隔離式燐化水素用防毒マスク（面体は全面型に限る。）、空気呼吸器及びガス検定器（検知管式）等が十分整備されている者であること。

(8) 二酸化炭素くん蒸を実施する場合には、(1)から(2)まで並びに(5)及び(6)に定めるもののほか、次の各条件に適合する者により当該くん蒸が実施されること。

ア 空気呼吸器、ガス検定器（検知管式）、二酸化炭素測定器等が十分整備されている者であること。

イ (略)

2 くん蒸作業に係る措置

くん蒸を実施する場合には、以下に掲げる事項を完全に実施すること。なお、各事項末尾の〔 〕内は当該注意事項遵守についての責任者とする。

(1) くん蒸前

ア くん蒸実施方法、ガスの特性、中毒症状、緊急事態発生の際の措置（応急手当、医師への連絡等）等危害防止上必要な事項をあらかじめくん蒸施設の所有者（管理者を含む。以下同じ。）及び荷役業者等に十分説明しておくこと。〔防除業者又は輸入者もしくは管理者であって、当該くん蒸を実施する者。以下「くん蒸者」という。〕

イ～ク (略)

(2) くん蒸中

ア くん蒸実施者は、必ず防毒マスクを着用し、投薬前後の人数を確認すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

イ 投薬後は、ガスもれの有無を綿密に点検し、ガスもれを認めた場合は速やかに防止措置を確実に講ずること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

ウ・エ (略)

(3) ガス開放時

ア・イ (略)

ウ 開放作業に従事する者は、必ず防毒マスクを着用すること。〔植

ること。〔植物検疫くん蒸作業主任者及びくん蒸施設の所有者〕

(4) (略)

(5) 燐化アルミニウムくん蒸を実施する場合には、(1)、(2) (イを除く。)、(3) 及び(4) (アを除く。) に定めるもののほか、以下に掲げる事項を確実に実施すること。

ア くん蒸作業に従事する者は、必ず隔離式燐化水素用防毒マスク(面体は全面型に限る。) を着用すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

イ～エ (略)

(6) 二酸化炭素くん蒸を実施する場合には、(1) から(4) までの規定を準用するものとし、さらに以下に掲げる事項を確実に実施すること。この場合において、(2) のア及び(3) のウ中「防毒マスク」とあるのは「二酸化炭素の濃度が1.5%以上になる可能性のある場所では空気呼吸器又は送気マスク」と読み替えるものとする。

ア～エ (略)

第6 倉庫くん蒸における危害防止対策

第5のサイロにおける危害防止対策を準用するものとし、さらに次の点に注意すること。この場合において、第5の1の(6) 中「サイロくん蒸」とあるのは「倉庫くん蒸(青酸ガスくん蒸を実施する場合にあっては、青酸ガスくん蒸)」と、第5の1の(9) 及び2の(6) 中「二酸化炭素くん蒸」とあるのは「二酸化炭素くん蒸並びに臭化メチル、燐化水素及び二酸化炭素の混合ガス(以下「混合ガス」という。) くん蒸」と読み替えるものとする。

1 くん蒸を実施する倉庫は、植物防疫所長が指定する倉庫であって次に掲げる条件に適合していること。

(1) ～ (3) (略)

(4) 混合ガス倉庫くん蒸を実施する倉庫は、上記(1) 及び(2) のほか、原則として外部から投薬できる装置があること。

なお、混合ガスに高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号) 第2条第1号の「高圧ガス」に該当する燐化水素を用いる場合にあつては、当該倉庫は、同法に基づく規制に適合したものであること。

物検疫くん蒸作業主任者及びくん蒸施設の所有者〕

(4) (略)

(5) 燐化アルミニウムくん蒸を実施する場合には、(1)、(2) (イを除く。)、(3) 及び(4) (アを除く。) に定めるもののほか、以下に掲げる事項を完全に実施すること。

ア くん蒸作業に従事する者は、必ず隔離式燐化水素用防毒マスク(面体は全面型に限る。) を着用し、また手袋(乾いているものに限る。) を使用すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

イ～エ (略)

(6) 二酸化炭素くん蒸を実施する場合には、(1) から(4) までの規定を準用するものとし、さらに以下に掲げる事項を完全に実施すること。この場合において、(2) のア及び(3) のウ中「防毒マスク」とあるのは「二酸化炭素の濃度が1.5%以上になる可能性のある場所では空気呼吸器又は送気マスク」と、(2) のエ、(3) のア及び(4) のイ中「抑制濃度」とあるのは「1.5%」と読み替えるものとする。

ア～エ (略)

第6 倉庫くん蒸における危害防止対策

第5のサイロにおける危害防止対策を準用するものとし、さらに次の点に注意すること。この場合において、第5の1の(5) 中「サイロくん蒸」とあるのは「倉庫くん蒸(青酸ガスくん蒸を実施する場合にあっては、青酸ガスくん蒸)」と、第5の1の(8) 及び2の(6) 中「二酸化炭素くん蒸」とあるのは「二酸化炭素くん蒸並びに臭化メチル、燐化水素及び二酸化炭素の混合ガス(以下「混合ガス」という。) くん蒸」と読み替えるものとする。

1 くん蒸を実施する倉庫は、植物防疫所長(支・出張所長を含む。) が指定する倉庫であって次に掲げる条件に適合していること。

(1) ～ (3) (略)

(4) 混合ガス倉庫くん蒸を実施する倉庫は、上記(1) 及び(2) のほか、原則として外部から投薬できる装置があること。

なお、混合ガスに高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号) 第2条第1号の「高圧ガス」に該当する燐化水素を用いる場合にあつては、当該倉庫は、同法に基づく規制に適合したものであること。

2 青酸ガスくん蒸を実施する場合には、次に掲げる事項に注意すること。

(1) (略)

(2) 投薬直後から開放後安全が確認されるまでの間、監視員を配置して第三者の立入りを禁止すること。〔くん蒸者、荷役業者及びくん蒸施設の所有者〕

(3) 青酸ガス用防毒マスク（面体は全面型に限る。）を使用すること。〔くん蒸者、荷役業者及びくん蒸施設の所有者〕

3 臭化メチルくん蒸、燐化アルミニウムくん蒸、二酸化炭素くん蒸及びヨウ化メチルくん蒸を実施する場合には、次に掲げる事項に注意すること。

(1)・(2) (略)

(3) ガス開放時に抑制濃度以上のガスが拡散される可能性のある範囲については、移動柵を設置する等の立入禁止措置を講ずること。〔植物検疫くん蒸作業主任者及びくん蒸施設の所有者〕

(4) (略)

4 混合ガスくん蒸を実施する場合は、上記3の(1)、(2)及び(3)のほか、次に掲げる事項に注意すること。

(1)・(2) (略)

(3) 投薬時、くん蒸中及びガス開放時に、抑制濃度を超えるガスが拡散される可能性のある範囲については、移動柵を設置する等の立入禁止措置を講ずること。〔植物検疫くん蒸作業主任者及びくん蒸施設の所有者〕

第7 木材天幕くん蒸に関する危害防止対策

1 くん蒸を認める場合の条件

木材天幕くん蒸は、次に掲げる条件をすべて満たしている場合にのみ許可するものとする。

(1) (略)

(2) 次の各条件に適合する者により当該くん蒸が実施されること。

ア・イ (略)

ウ 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者を設置している者で

2 青酸ガスくん蒸を実施する場合には、次に掲げる事項に注意すること。

(1) (略)

(2) 投薬直後から開放後安全が確認されるまでの間、監視員を配置して第三者の立入りを禁止すること。〔くん蒸者、荷役業者及び施設の所有者〕

(3) 青酸ガス用防毒マスク（面体は全面型に限る。）を使用すること。〔くん蒸者、荷役業者及び施設の所有者〕

3 臭化メチルくん蒸、燐化アルミニウムくん蒸、二酸化炭素くん蒸及びヨウ化メチルくん蒸を実施する場合には、次に掲げる事項に注意すること。

(1)・(2) (略)

(3) ガス開放時抑制濃度（二酸化炭素くん蒸を実施する場合には、1.5%）以上のガスが拡散される可能性のある範囲については、移動柵を設置する等の立入禁止措置を講ずること。〔植物検疫くん蒸作業主任者及びくん蒸施設の所有者〕

(4) (略)

4 混合ガスくん蒸を実施する場合は、上記3の(1)、(2)及び(3)のほか、次に掲げる事項に注意すること。

(1)・(2) (略)

(3) 投薬時、くん蒸中及びガス開放時に、二酸化炭素の濃度が1.5%を超えるガスが拡散される可能性のある範囲については、移動柵を設置する等の立入禁止措置を講ずること。〔植物検疫くん蒸作業主任者及びくん蒸施設の所有者〕

第7 木材天幕くん蒸に関する危害防止対策

1 くん蒸を認める場合の条件

木材天幕くん蒸は、次に掲げる条件をすべて満している場合にのみ許可するものとする。

(1) (略)

(2) 次の各条件に適合する者により当該くん蒸が実施されること。

ア・イ (略)

(新設)

あること。

エ ガス検定器、防毒マスク、保護具、天幕、救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が整備されている者であること。

オ あらかじめ医療機関を指定し、万一の事故の際の応急処置体制を整備している者であること。この場合において、指定した医療機関に必要な救急薬品が常備されており、かつ、「臭化メチル中毒患者に対する処置について」((社)日本くん蒸技術協会(昭和56年3月))を常備している者については、エに規定する救急薬品を整備する必要はないものとする。

カ・キ (略)

ク 植物防疫所長の指示する危害防止対策及びくん蒸技術に関する調査を実施できる体制が整備されている者であること。

2 くん蒸作業に係る措置

くん蒸を実施する場合には、以下に掲げる事項を確実に実施すること。

なお、各事項末尾の〔〕内は当該注意事項遵守についての責任者とする。

(1) くん蒸前

ア～エ (略)

オ 天幕には「くん蒸実施中・立入禁止」の表示を少なくとも4ヵ所(四面)に行い、周囲にはなわ張りをすること。なお、夜間は点滅標示灯をつけること。〔くん蒸者〕

カ (略)

(2) くん蒸中

ア くん蒸実施者は必ず防毒マスク及び保護具を着用し、投薬前後の人数を確認すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

イ (略)

ウ 投薬後は、天幕の破損及び天幕の裾部からのガス漏れの有無を点検し、ガス漏れを認めた場合は、速やかに防止措置を確実に構わずすること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

(3) ガス開放時

ア・イ (略)

ウ ガス検定器、防毒マスク、天幕、救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が整備されている者であること。

エ あらかじめ医療機関を指定し、万一の事故の際の応急処置体制を整備している者であること。この場合において、指定した医療機関に必要な救急薬品が常備されており、かつ、「臭化メチル中毒患者に対する処置について」((社)日本くん蒸技術協会(昭和56年3月))を常備している者については、ウに規定する救急薬品を整備する必要はないものとする。

オ・カ (略)

キ 植物防疫所長(支・出張所長を含む。)の指示する危害防止対策及びくん蒸技術に関する調査を実施できる体制が整備されている者であること。

2 くん蒸作業に係る措置

くん蒸を実施する場合には、以下に掲げる事項を完全に実施すること。

なお、各事項末尾の〔〕内は当該注意事項遵守についての責任者とする。

(1) くん蒸前

ア～エ (略)

オ 天幕には「くん蒸実施中・立入禁止」の表示を少なくとも4ヵ所(四面)に行い、周囲にはなわ張りをすること。なお、夜間は点滅標示灯をつけること。〔くん蒸者〕

カ (略)

(2) くん蒸中

ア くん蒸実施者は必ず防毒マスクを着用し、投薬前後の人数を確認すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

イ (略)

ウ 投薬後は、天幕の破損及び天幕の裾部からのガス漏洩の有無を点検し、ガスもれを認めた場合は、速かに防止措置を確実に構わずすること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

(3) ガス開放時

ア・イ (略)

- ウ 開放実施者は、必ず防毒マスク及び保護具を着用すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕
(4) (略)

第8 事故時の対策

万一、死亡、中毒、薬傷等の事故が発生した場合には、以下に掲げる事項を確実に実施すること。なお、各事項末尾の〔 〕内は当該注意事項遵守についての責任者とする。

- 1 (略)
- 2 事故の内容を植物防疫所長に通報するとともに早急に当該事故の原因について調査し、その結果を植物防疫所長に報告すること。〔くん蒸者〕
- 3 (略)

- ウ 開放実施者は、必ず防毒マスクを着用すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕
(4) (略)

第8 事故時の対策

万一、死亡、中毒、薬傷等の事故が発生した場合には、以下に掲げる事項を完全に実施すること。なお、各事項末尾の〔 〕内は当該注意事項遵守についての責任者とする。

- 1 (略)
- 2 事故の内容を植物防疫所長(支・出張所長を含む。)に通報するとともに早急に当該事故の原因について調査し、その結果を植物防疫所長に報告すること。〔くん蒸者〕
- 3 (略)

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。